

【令和3年1月8日掲載】

令和3年1月7日に、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を対象として緊急事態宣言が行われましたが、これらの1都3県を含む全国の矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）においては、通常どおり面会を実施しております。

矯正施設における新型コロナウイルス感染症を防止し、面会を安全に実施するため、施設への来訪に当たっては、以下の事項について御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症の患者・濃厚接触者である方や発熱、せき、けん怠感などの症状がある方は、来訪をお控えください。
- 来訪する人数はできる限り少なくしてください。
- 来訪時にはマスクを着用してください。
- 受付や待合室では、できる限り他の方との間隔を空け、会話を控えてください。
- 来訪者が多数の場合、待合室への入場制限等を行う場合があります。
- 職員が検温を求めたり、体調を確認したりする場合があります。
- 体調不良の方、マスクを着用しない方、職員の要請に応じない方等については、施設への立入りをお断りする場合があります。